

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成17年4月28日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第9号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する
規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正
する。

第1条中第11項及び第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項から第1
6項までを2項ずつ繰り上げる。

第2条第10項第1号中「福祉介護課」を「区役所又は区役所支所の福祉部福祉介護
課」に改め、同項第2号中「支援課等」を「区役所又は区役所支所の福祉部支援課又は
同部支援保護課」に改め、同条第11項及び第12項を削り、同条第13項中「前条第
13項」を「前条第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「前条
第14項」を「前条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「前
条第15項」を「前条第13項」に、「同条第16項」を「同条第14項」に改め、同
項を同条第13項とする。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)